

「東京都手話言語条例」の施行状況に係る協議会委員の意見等

《東京都障害者差別解消支援地域協議会（令和7年9月2日開催）》

	質問・意見要旨	回答
1	区市町村開催のイベントで手話通訳を配置する際に支援があるか。	子供を対象とした普及啓発の取組については、都が2分の1補助している。
2	民間事業者開催のイベントで手話通訳を配置する際に支援があるか。 NPOなどの財政力の脆弱な団体にとっては、かなりの負担になる。	手話通訳者の配置について普及啓発を積極的に行っている。 民間事業者への支援は何ができるか検討していきたい。
3	手話を使わない人に対する要約筆記や文字の情報提供がセットで必要。 民間事業者開催のイベントで要約筆記を配置する際に支援があるか。	要約筆記者の養成を行っている。 民間事業者への支援は何ができるか検討していきたい。

《東京都障害者団体連絡協議会委員への意見照会（令和7年10月24日～11月5日）》

	意見要旨	回答
1	TOKYOみみカレッジのようなイベントを一般の人が気軽に立ち寄れるような場所で開催するなど、誰もが手話を身近で覚えられるような企画をしてもらいたい。	「TOKYOみみカレッジ」は、令和8年度にプログラムを追加するなど取組を拡充予定。このほか、「手話の日」普及啓発イベントを新たに開催するなど、今後も手話の普及を推進していく。
2	手話のみでなく、コミュニケーションに困難を抱える人たちの支援策もより充実してもらいたい。	「障害者コミュニケーション条例」も踏まえ、今後も多様なコミュニケーション手段が利用しやすい環境整備を推進していく。
3	「～に努める」の努力義務表現が中心となっているため、取組の地域格差が大きい。	区市町村等の関係機関とも連携し、引き続き手話を使用しやすい環境整備を推進していく。
4	新たな取組をするなどのステップアップが必要	令和8年度に施策の充実を図り、取組を推進していく。
5	条例の認知度がまだ低い。「わかりやすい日本語版」があるといい。	簡単な手話や聴覚障害者へのサポート方法を紹介するブックレットの作成やイベント開催等により、引き続き都民の理解を深めていく。

